

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
 令和元年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源化分） 45,729 千円

（歳出）社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 975,960 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名等	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費 税（社会保障財 源化分の市町村交 付金）	その他	
社会 福祉	高齢者福祉事業	39,342	12,195	0	1,473	1,941	23,733
	児童福祉事業	256,821	129,684	0	21,255	8,004	97,878
	障害者福祉事業	175,601	127,532	0	382	3,605	44,082
	その他	75,984	1,173	17,600	0	4,325	52,886
	小計	547,748	270,584	17,600	23,110	17,875	218,579
社会 保険	介護保険事業	148,110	6,512	0	0	10,704	130,894
	後期高齢者医療事業	123,020	17,196	0	0	8,000	97,824
	国民健康保険事業	65,443	27,431	0	0	2,874	35,138
	小計	336,573	51,139	0	0	21,578	263,856
保健 衛生	健康増進事業	13,037	730	0	60	926	11,321
	母子保健事業	5,550	942	0	0	348	4,260
	予防対策事業	13,000	924	0	938	842	10,296
	その他	60,052	5,028	0	0	4,160	50,864
	小計	91,639	7,624	0	998	6,276	76,741
合計	975,960	329,347	17,600	24,108	45,729	559,176	

※地方消費税交付金の社会保障財源化分の充当額は、各事業に要する一般財源の比率で按分しています。